

「いつでも解約可能」とあったのに…

Q 通常価格 1 万円のダイエットサプリが初回 500 円で「いつでも解約可能」と表示されていた広告を見て、身体に合わなければすぐ解約できると思い、スマホから購入の申込みをした。しかし、販売業者の注文完了メールには、2 回目以降の商品を受け取らずに解約する場合は、通常価格との差額が違約金として発生すると記載されていた。どうしよう。

(30 代・女性)

A 定期購入トラブルなどを防ぐため、特定商取引法が改正になり令和 4 年 6 月 1 日から施行されました。販売サイトにおいて顧客が「注文確定」直前段階で「分量、販売価格・対価、支払の時期・方法、引渡・提供時期、申込期間、申込みの撤回・解除に関する事」を簡単に確認できる「最終確認画面」の表示が義務付けられました。消費者が納得して契約できるようにするものです。これらの内容表示がされていない場合や、不実の表示や誤認させるような表示を行った場合、誤認して申込みをした消費者はその意思表示を取り消すことができる場合があります。困ったときは一人で悩まずご相談ください。

消費生活の
ご相談は

美幌町消費生活センター（しゃきっとプラザ 2 階）

電話・FAX 0152-72-0366

月～金曜日 10 時～16 時（年末年始・土日祝日を除く）